

城陽市認知症高齢者等 個人賠償責任保険加入事業のお知らせ

令和3年4月1日より、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入申請を受付開始します。

認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業について

認知症の人あるいは認知症の疑いのある人が、日常生活における偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その賠償金を保険で補償するというものです。市が契約者として保険加入し、保険料全額を負担しますので、被保険者の自己負担はありません。

1. 対象者

次の①～④のすべてに該当する人

- ①城陽市認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録している人
- ②城陽市に住民票を有する人
- ③在宅で生活している人
- ④認知症の人、または認知症の疑いがある人

※要介護認定における認定調査票、または主治医意見書から、「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、ⅣまたはM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、JまたはA」と確認できる方

2. 補償内容

個人賠償責任保険（補償額：上限1億円） ※示談交渉サービス付き

被害者に法律上の損害賠償をしなければならなくなった時に、市が契約する保険会社から1事故あたり最大で1億円まで支払われます。

3. 保険料

市が負担しますので、自己負担はありません。

4. 申請方法

- ・加入申請書を高齢介護課にご提出ください。市で加入要件の確認後、後日決定通知をお送りします。
- ・申請いただける方は、ご家族・ご本人などです。

※城陽市高齢者等SOSネットワーク事業への事前登録が済んでいない方は、保険加入と併せて事前登録をお願いします。

※事務手続き上、申請後から保険開始までは一定の期間を要します。

※保険加入は、毎年度更新が必要となります。

【問い合わせ】 城陽市 福祉保健部 高齢介護課 電話：56-4031

<例えば、このような時に保険の対象となります>

- ・線路内に立ち入って電車を止めてしまい、鉄道会社から振替輸送費用等の損害賠償を請求された。
- ・自転車やシニアカーに乗っていて歩行者にぶつかり、相手にケガを負わせてしまった。
- ・日常生活における事故で他人のものを壊してしまった。

城陽市認知症高齢者等SOSネットワーク事業とは

認知症などにより行方不明になる恐れがある人の早期発見・保護を目的とした事前情報登録制度です。情報を事前に登録していただき、行方不明が発生した場合、ご家族等からの依頼に基づき、市や警察などの関係機関、市内事業所などの協力機関等に情報提供して早期発見・保護を目指します。

【登録方法】

登録対象者の写真(カラーで申請日の3カ月以内を目安に撮影したもの)をご持参いただき、「城陽市認知症高齢者等SOSネットワーク事業登録票」を高齢介護課にご提出ください。